

令和 2 年

富士川町議会

第 3 回臨時会会議録

令和 2 年 5 月 2 1 日 開会

令和 2 年 5 月 2 1 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 2 年

富士川町議会第 3 回臨時会

令和 2 年 5 月 2 1 日

令和 2年 5月 21日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第10 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富士川町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第13 議案第51号 富士川町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 発委第 2号 富士川町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 令和2年度富士川町一般会計補正予算（第3号）

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	秋山 仁	2番	樋口 正訓
4番	井上 和男	5番	望月 眞
6番	秋山 稔	7番	成田 守
8番	小林 有紀子	10番	青柳 光仁
11番	堀内 春美	12番	鮫田 洋平
13番	井上 光三	14番	長澤 健

3. 欠席議員

3番 笹本 壽彦

4. 会議録署名議員

12番 鮫田 洋平

13番 井上 光三

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18人)

町 長	志村 学	副町長	齋藤 靖
教育 長	野中正人	会計管理者	秋山 忠
政策秘書課長	秋山 佳史	財務課長	早川 竜一
管財課長	樋口 一也	税務課長	深澤 千秋
防災交通課長	望月 聡	町民生活課長	中込 裕子
福祉保健課長	松井 清美	子育て支援課長	佐藤 洋子
産業振興課長	遠藤 悦美	都市整備課長	河原 恵一
土木整備課長	志村 正史	上下水道課長	原田 和佳
教育総務課長	中込 浩司	生涯学習課長	依田 正紀

6. 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局 長 野中 充香  
書 記 横内 太加志

開会 午前10時00分

○議長（長澤健君）

開会の前に、議長からお知らせします。現在、クールビズの期間中であります。議場内での上着の着用は、自由としますのでご了承願います。それでは、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

---

○議長（長澤健君）

富士川町告示第31号をもって招集されました、令和2年第3回富士川町議会臨時会に、議員並びに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。なお、3番笹本壽彦君から、欠席届が提出されておりますので報告します。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回富士川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（長澤健君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により12番鮫田洋平君及び13番井上光三君を指名します。

---

○議長（長澤健君）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

○議長（長澤健君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（長澤健君）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○議長（長澤健君）

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例等の一部を改正する条例）

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）

以上の2議案は、3月31日付け専決処分の条例改正承認案件でありますので、一括して議題と

します。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

—————提案理由朗読説明—————

○議長（長沢健君）

次に、承認第2号及び承認第3号について補足説明を求めます。

税務課長 深澤千秋君。

○税務課長（深澤千秋君）

それでは、承認第2号富士川町税条例等の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット3ページ、議案集ではかがみ文の次の専決処分書のページをお開きいただきたいと存じます。

（以下、専決処分書の朗読）

それでは、内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げますので、タブレット18ページ、議案集では15ページが印字されているページをお願いしたいと存じます。

まず、第1条の関係でございます。第1条の中の第24条につきましては、個人住民税の非課税範囲についてでございます。ひとり親家庭につきまして、婚姻歴の有無や性別、男性のひとり親と女性のひとり親の間の税の不公平感を解消するため、生計を一にする子を有する単身者につきまして、新たにひとり親の規定を設け、併せて第34条の2項において、新たに未婚のひとり親に対するひとり親控除額の規定を設けたものでございます。

次にタブレット23ページをお願いします。議案集では20ページが印字されているページでございます。中段にございますが、第54条の第5項が新設されてございますが、これは固定資産税の納税義務者等に係る改正でございます。固定資産税の所有者が、調査を尽くしてもなお一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる規定と、その使用を事前に所有者に通知する義務を定めたことによる1項が新たに設けられたものでございます。タブレット27ページをお願いいたします。議案集では24ページが印字されているページをお願いいたします。第74条の3項でございますが、固定資産の申告義務を規定したものでございまして、登記簿上の所有者が死亡し相続登記等がされるまでの間において、現に所有しているものに対し、通常であれば相続人となりますが、固定資産に必要な事項を申告させることができることによる改正でございまして、1条が新たに設けられたものでございます。次のページタブレット28ページ、議案集では25ページが印字されているページをお願いします。第94条第2項でございますが、たばこの課税標準に関するもので、軽量の葉巻たばこの課税方式につきまして、これまで重量比例課税方式としていたものを、紙巻たばこと同様の本数課税方式に見直されたことによる改正でございます。令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、経過措置として、0.7グラム未満の葉巻たばこの本数算定は1本を0.7本に換算するという改正でございます。

次にタブレット37ページをお願いいたします。議案集では34ページが印字されているページをお願いします。ちょうど下段でございます。附則第10条の2第25項の規定が新設されました。これは水防法の規定により、指定された浸水被害軽減地区内にある土地について、固定資産税額の課税標準を指定された日から3年間特例を設けるという改正でございます。なお、浸水被害軽減地区につきましては、輪中堤に囲まれた地域ということになってございます。

次にタブレット63ページをお願いいたします。議案集では90ページが印字されているページをお願いします。第94条第2項でございますが、先ほど申し上げましたが、第1条で改正されますたばこの課税標準額の改正規定を受けまして、令和3年10月1日より、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数については、1本をもって換算するという改正でございます。

タブレットの72ページをお願いいたします。議案集では69ページが印字されているページでございますが、このページ以降につきまして附則第8条、第9条および第10条及び第11条の関係でございますが、各ページにつきましては改元による改正でございますので省略をさせていただきます。以上が富士川町税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

引き続き、承認第3号の富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット83ページをお願いいたします。議案集ではかがみ文の次の専決処分書のページをお願いいたします。

(以下、専決処分書の朗読)

都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。タブレット86ページ、議案集では3ページが印字されているものをお願いいたします。今回の改正は、町税条例の附則第10条の2第25項の規定と同様でございますが、タブレット87ページ、議案集の4ページが印字されているページでは上段でございます、第7項に新たに設けられました規定は、先ほど申し上げました水防法の規定により、規定された浸水被害軽減地区内にある土地について、固定資産税の課税標準を指定された日から3年間に特例を規定するという改正でございます。以上が富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 (長澤健君)

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、承認第2号および第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上をもって、承認第2号および第3号について質疑を終わります。

これから、承認第2号および第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上をもって、承認第2号および第3号について討論を終わります。

これから、日程第4 承認第2号及び日程第5 承認第3号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号および承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

○議長 (長澤健君)

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町一般会計補正予算（第12号））

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第6号））

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））

以上の4議案は3月31日付専決処分の補正予算承認案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

—————提案理由朗読説明—————

○議長（長澤健君）

次に、承認第4号から第7号について補足説明を求めます。

はじめに、承認第4号について補足説明を求めます

財務課長 早川竜一君。

○財務課長（早川竜一君）

それでは、承認第4号の補足説明をさせていただきます。タブレット93ページになります。

（以下、承認第4号 専決処分書・令和元年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表 歳入歳出予算の補正は事項別明細書により説明をいたします。事項別明細書表紙の次のページ、タブレット105ページをご覧ください。

（以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算（第12号）事項別明細書朗読説明）

次のページは、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。当該年度末現在高見込額は表の右下、80億4665万7千円であります。予算書の8ページ、タブレット103ページまでお戻りください。

（以下、第2表 地方債補正朗読説明）

以上、承認第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

次に、承認第5号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

タブレット143ページからになります。

（以下、承認第5号 専決処分書・令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読）

次のページにお進みください。第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。タブレット149ページへお進みください。

（以下、令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第6号）事項別明細書朗読説明）

以上、承認第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認いただきますようよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

次に、承認第6号および承認第7号について補足説明を求めます。

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長（原田和佳君）

それでは、承認第6号と第7号の補足説明をさせていただきます。タブレットの158ページをお開きください。

（以下、承認第6号 専決処分書・令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。タブレットの165ページをお開きください。

（以下、令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）事項別明細書朗読説明）  
前に戻っていただきまして、タブレット163ページをお開きください。

（以下、第2表 地方債補正朗読説明）

なお、事項別明細書の3ページ、タブレットの167ページは地方債の現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照ください。

引き続き、承認第7号の補足説明をさせていただきます。タブレットの169ページをお開きください。

（以下、承認第7号 専決処分書・令和元年度富士川町下水道事業特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。タブレットの176ページをお開きください。

（以下、令和元年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）事項別明細書朗読説明）  
前に戻っていただきまして、タブレット174ページをお開きください。

（以下、第2表 地方債補正朗読説明）

なお、事項別明細書の4ページ、タブレットの179ページは地方債の現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照ください。

以上、承認第6号と第7号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、承認第4号から第7号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、承認第4号から第7号について質疑を終わります。

○議長（長澤健君）

これから、承認第4号から第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、承認第4号から第7号について討論を終わります。

これから、日程第6承認第4号から日程第9承認第7号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号から第7号は原案のとおり承認されました。

---

○議長(長澤健君)

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(富士川町税条例の一部を改正する条例)

日程第11 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例)

以上の2議案は、5月1日付専決処分の条例改正承認案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長(志村学君)

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長(長澤健君)

次に、承認第8号および第9号について補足説明を求めます。

税務課長 深澤千秋君。

○税務課長(深澤千秋君)

それでは承認第8号の富士川町税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。なお本案件につきましては、新型コロナウイルス感染症および、その蔓延防止のための措置による地方税法の一部改正によるものでございます。よろしく願いいたします。タブレット181ページ、議案集ではかがみ文の次の専決処分書のページをお願いいたします。

(以下、専決処分書の朗読)

内容につきましては新旧対照表でご説明を申し上げます。タブレットの185ページ、議案集では4ページが印字されているページをお願いいたします。まず第1条の附則第23条、ページの下段でございますが、第23条につきましては徴収金の猶予の特例に係る手続についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等の減少で地方公共団体への徴収金の納入が困難であると認められる場合、納期限から1年以内の期限に限り徴収を猶予することができる規定でございます。

次のページの186ページ、議案書では5ページの印字されているものをお願いいたします。第2条関係の附則第24条、下段でございますが、町民税の寄附金税額控除の特例についてでございます。新型コロナウイルス感染症等で国が定める指定行事の中止等に生じた入場料金等の払い戻しを放棄した場合、20万円を上限に寄附金控除の規定が設けられたことによる改正でございます。

次のページタブレット187ページ、議案集では6ページの印字があるページをお願いいたします。附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、租税特別措置法の規定による特例期限までに住宅の取得ができなかった場合、その適用期限を1年間延長する改正でございます。以上が、富士川町税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

続きまして、承認第9号富士川町都市計画税条例一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。タブレット189ページ、議案集ではかがみ文の次の専決処分書のページをお願いいたします。

(以下、専決処分書の朗読)

税条例の一部改正につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。タブレットの191ページをお願いいたします。今回の都市計画税条例の一部改正につきましては、税条例の改正、それから関係する法律の改正によりまして条項が大幅にずれました。その関係での条項ずれによる改正でございます。以上が、都市計画税条例の一部を改正する補足説明でございます。ご審議の上でご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（長澤健君）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、承認第8号および第9号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上をもって、承認第8号および第9号について質疑を終わります。

○議長（長澤健君）

これから、承認第8号および第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上をもって、承認第8号および第9号について討論を終わります。

これから、日程第10承認第8号および日程第11承認第9号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号および第9号は原案のとおり承認されました。

---

○議長（長澤健君）

日程第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富士川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長（長澤健君）

次に、承認第10号について補足説明を求めます。

財務課長 早川竜一君。

○財務課長（早川竜一君）

それでは、承認第10号の補足説明をさせていただきます。タブレット194ページをご覧ください。

(以下、承認第10号 専決処分書・令和2年度富士川町一般会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算の補正は、事項別明細書により説明いたします。事項別明細書の表紙の次のページ、タブレット200ページをご覧ください。

(以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算(第2号) 事項別明細書朗読説明)

以上、承認第10号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(長澤健君)

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、承認第10号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上をもって、承認第10号について質疑を終わります。

○議長(長澤健君)

これから、承認第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上をもって、承認第10号について討論を終わります。

これから、日程第12承認第10号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

---

○議長(長澤健君)

日程第13 議案第51号 富士川町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長(志村学君)

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長(長澤健君)

次に、議案第51号について補足説明を求めます。

財務課長 早川竜一君。

○財務課長(早川竜一君)

それでは、議案第51号の補足説明をさせていただきます。タブレット204ページをご覧ください。富士川町長等の給与の特例に関する条例であります。町長、副町長及び教育長の給与月額は

令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間においては、富士川町長等の給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から町長においては100分の10、副町長及び教育長においては100分の7減額とするものです。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる給与月額及び退職手当の算定基礎となる給与月額は、特別職給与条例第3条に規定する額といたします。附則としてこの条例は、令和2年6月1日から施行いたします。以上、議案第51号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第51号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第51号について質疑を終わります。

○議長（長澤健君）

これから、議案第51号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第51号について討論を終わります。

これから、日程第13議案第51号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（長澤健君）

日程第14 発委第2号 富士川町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

発委第2号の提案者の説明を求めます。

13番 井上光三君。

○13番議員（井上光三君）

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長（長澤健君）

以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

井上委員長、その場でしばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号については質疑と討論を省略します。

井上委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

○議長（長澤健君）

これから、日程第14 発委第2号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（長澤健君）

日程第15 議案第52号 令和2年度富士川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長（長澤健君）

次に、議案第52号について補足説明を求めます。

財務課長 早川竜一君。

○財務課長（早川竜一君）

それでは議案第52号の補足説明をさせていただきます。令和2年度富士川町一般会計補正予算第3号。表紙の次のページ、タブレット209ページをご覧ください。

（以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算（第3号）の朗読）

第1表歳入歳出予算補正は、事項別明細書にて説明をいたします。タブレット213ページをご覧ください。

（以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算（第3号）事項別明細書朗読説明）

以上、議案第52号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第52号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番議員（青柳光仁君）

10番青柳です。タブレットで214ページ、歳出で今ご説明があった中で、真ん中の総務費、項目で企画費ですね。まず1つ目として、企画総務費の1千万円。全協での説明はマスク、消毒薬と避難所等へ物品を、消耗品を購入するためというお話でしたが、その他にどのようなものを検討されているか伺います。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 秋山佳史君

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。予定しているものでございますと、例えば衛生用の帽

子だとかですね、感染防止のエプロン、あと除菌用のアルコール消毒類。こういったものが、今後、コロナ感染症の第2波、3波も懸念される中、また避難所運営が必要となった折に必要なものを備えて参りたいと考えております。

○議長（長澤健君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

今のお答えの中でですね、私もぜひお願いしたいところなので、この予算にどうこうということではなくて、賞味期限のないものももちろんありますけれども、これから通年こういうことを考えていく計画があるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（長澤健君）

もう1度質問をお願いします。

○10番議員（青柳光仁君）

例えばお米であればですね、各区等へ例えば5キロとか10キロとか防災用品として配布とか賞味期限がありますよね。避難所へその消耗品として準備するものの中に、何か消費期限があるようなものがあつた場合は、これは今年度の予算ですから、次年度もこういうことを考えていられるかということを伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

今度の1千万円の計上は、先ほど政策秘書課長が答弁したとおり2波3波のコロナの関係でしております。また、防災の関係ですのであれば、防災のほうの経費にも載せていかなければ予算の性質上分類がまた難しくなりますので、そちらのほうにまた必要であれば計上していきたい。それとまた、今いろいろな備蓄もしていただいておりますけれども、町も防災保険に入っておりますので、そういったところで使用した分については補てんをしていく、これは保険のお金を使いながらやっていく予定でおります。いずれにしても、どんな災害がくるか分かりませんので、区としっかり連携を取りながら、必要なものは区で調達するなり役場が支給するなり、そこはしっかりしていきたいなど、こんなふうに思っております。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

私の説明が上手くなくて、防災について伺ったのではなくて、2波、3波、4波ということ懸念して1年間でいいのかなど。町長のお考えは分かりましたので結構です。早く予防薬と治療薬がみつければ、今年度内である程度安心できるのではないかとも思います。

それともう1点ですね、その下の7目の元気応援券事業、これの内容ですけれども、これからその応援券を受ける側の参加店を募集していくというお話でしたけれども、例えば、スナック等食堂、商店等は商工会加盟店やなんかもあるんでしょうけれども、加盟してない店も私もたくさん知っておりますけれども、工業者、買い物があるかどうか分かりませんが、あるいは大型店。その募集の範囲を教えてください。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

今回の生活支援、また、地域経済対策の地域応援券でありますけども、町内に営業している皆さんであれば、商店あるいは工業店等々の希望によりまして加盟はできるようになります。商工会に加入しているとか加入していないということは全然要件としておりません。ただ加盟をするかしないかは、商品券でありますから現金にはまだなりませんので、やはり受け取ってそれから商工会で換金作業をするようお願いしてありますので、早くても半月、普通でいけば1か月ぐらい、現金化にはかかります。手数料は全然取るつもりはありませんけれども、その期間が、そのお金が金券しかありませんので、他に使えないというところがございます。同じ町内で使ってもらえばそれでまた仕入もできるとか、これはできると思いますけども、先ほど来話をしておりますように、今回の新型コロナウイルス感染症のことで、この富士川町も生活が非常に苦しくなっている皆さん、そしてまた、営業が通常どおりできない皆さんもおりますので、町も基金を取り崩しながら、一人1万円の支援をしていくということで、できれば早い時期に町内で消費をしていただきながら、地域に活気ができればいいかなと思っております。いずれにしても、町内で営業している皆さん、町内で登録している皆さんのための応援券でありますので、幅広く使ってもらえるように町としてもお願いをしていく予定でいます。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

本当の気持ちを言いますと、町外に本店があるような本社があるような大型店には、本当はご遠慮いただいて、中小業者に参加していただきたいのが気持ちなんですけれども、今の町長のお答えで商工業にかかわらずということですから、ぜひしっかり周知できるような募集をかけていただいて、お願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑はありませんか。

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

5番議員望月眞です。ただ今の青柳議員の質問に関連して質問いたします。この応援事業の委託業者、委託先はどちらになりますか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

予算書の中の委託料の件だと思います。町で予算化をしまして、そのお金は先ほど言いましたように、商工会で換金作業をいたしますので、商工会のほうから取扱い商店に振り込んでいただくという形になりますので、町の予算とすれば委託料に計上しているところであります。相手方は商工会であります。

○議長（長澤健君）

望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。応援事業にかかわる経費が1億4850万くらいですかね。委託料との差額が、多分これが委託料の大部分になってくると思うのですがどのくらいの額を考えているか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

今回の予算書の中に、2款総務費5項企画費、元気応援券事業という目で、そこに委託料1億5255万円を計上しております。これが町の元気応援券の部分です。町民一人1万円と、それと児童扶養手当、特別児童扶養手当、就学援助資金をもらっている人、あるいは介護慰労金をもらっている人、また身障者の見守りで慰労金をもらっている人、そういう人たちは1万円上乗せで世帯にお贈りしますので、実際の人口とすれば1万4800余人ですが、合計いたしますと1万5200世帯ぐらいにはやっていかなければならないということで、委託料を計上しています。この中には、当然取扱業者に振り込んでいきますので、振込手数料も入っています。それらを含めて商工会のほうにお願いをしていくということでもあります。

○議長（長澤健君）

望月眞君

○5番議員（望月眞君）

わかりました。関連でお願いします。そうすると各事業所・商店は、応援券の引換えを商工会のほうに行って現金に引き換えると、そういうシステムでこの事業を行っていくと理解してよろしいでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

そのとおりであります。これまでも参加をしていただいた商店の皆さんには、プレミアム商品券でも同じ手法でやっておりますから、混乱は起きないと思っております。商工会のほうは手間がかかるということで、町からも商工会のほうへ振込手数料と事務の補助、その部分はこの経費の中に入っているということです。

○議長（長澤健君）

望月眞君

○5番議員（望月眞君）

了解いたしました。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第52号について質疑を終わります。

○議長（長澤健君）

これから、議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第52号について討論を終わります。

これから、日程第15議案第52号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 (長澤健君)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本臨時会はこれにて閉会します。

起立願います。「相互に礼」ご苦労さまでした。

閉会 午前11時21分